参考様式第５－１号

熊　農　政　第　5478　号
令　和　8　年　3　月　27　日

農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、公表します。

熊谷市長　小林　哲也

| | |
|---|---|
| 市町村名<br>（市町村コード） | 熊谷市<br>（11202） |
| 地域名<br>（地域内農業集落名） | 別府地区<br>（西別府、東別府、下増田） |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和8年3月27日<br>（第5回） |

注１:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注２:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

１　地域における農業の将来の在り方

（１）　地域農業の現状及び課題

・農業者57名（認定農業者21名、利用者36名）
・地区内の農地面積に占める田の割合は約89%で米麦の二毛作が行われている。
・地区内の遊休農地は約1.6ha。
・東別府地内は圃場整備が行われた圃場で農地中間管理事業により統一賃料による農地の貸借が行われており、集積集約が進められている。
・下増田地内は圃場整備事業が令和6年度まで行われ、主な担い手4名に農地が集約が進められているが、集落内の畑は自作地が多く、集約は難しく区画も小さいものが多い。
・西別府地内は区画の小さな圃場が多く作業効率が悪いため、担い手への貸し付けが鈍化しており、圃場整備等の対策が必要。

（２）　地域における農業の将来の在り方

・米麦の二毛作を引き続き進める。
・農地中間管理事業を利用し農地の集積集約を進める。
・西別府地内の圃場整備について改めて検討していく。

２　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（１）　地域の概要

| | | |
|---|---|---|
| 区域内の農用地等面積 | | 288.3　ha |
| | うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 288.3　ha |
| | （うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】 | ha |

（２）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地を対象とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

| |
|---|
| （1）農用地の集積、集約化の方針 |
| 農地中間管理事業を利用し、規模拡大の意向のある担い手へ農地を貸し付け、集積集約を進める。 |
| （2）農地中間管理機構の活用方針 |
| 既に中間管理事業を利用している地区では基本的には統一賃料での貸し借りを進めていくが、諸条件等により難しい場合は耕作者と地権者で相談のうえ中間管理事業での契約を行う。 |
| （3）基盤整備事業への取組方針 |
| 西別府地内においては、圃場整備実施に向けた機運を高めていく。 |
| （4）多様な経営体の確保・育成の取組方針 |
| 関係機関と連携し、第三者継承や新規就農者等の新たな担い手の確保に努める。 |
| （5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 |
| 必要に応じて検討する。 |

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | ①鳥獣被害防止対策 | | ②有機・減農薬・減肥料 | | ③スマート農業 | | ④畑地化・輸出等 | | ⑤果樹等 |
| | ⑥燃料・資源作物等 | | ⑦保全・管理等 | | ⑧農業用施設 | | ⑨耕畜連携等 | | ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】